

流山市農業委員会
令和4年第5回
総会議事録

令和4年5月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和4年第5回総会議事録

- 1 期 日 令和4年5月10日(火)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 2番 池田 操代
3番 金子 文雄
- 5 出席農業委員(委員12名)
 - 1番 矢口 優子
 - 2番 池田 操代
 - 3番 金子 文雄
 - 4番 鈴木 亨
 - 5番 金子 孝博
 - 6番 中嶋 清
 - 7番 小菅 康男
 - 8番 染谷 一嘉
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 森田 元彦
 - 1地区 染谷 文夫
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)
 - 2地区 小林 常男
- 9 書記名 会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局次長 染谷 晃
事務局主事 小田 嵩
- 11 会議目次
 - (1) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 1
 - (2) 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 3
 - (3) 議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 5
 - (4) 議案第18号 生産緑地地区追加指定に係る意見について 6
 - (5) 議案第19号 農地取得下限面積の修正の必要性について 8
 - (6) 報告第12号 合意解約の通知について 10
 - (7) 報告第13号 転用許可に伴う工事完了の報告について 10
 - (8) 報告第14号 専決処理の報告について 11

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和4年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

2番 池田委員、3番 金子文雄委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第19号「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの5議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第12号「合意解約の通知」から報告第14号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第15号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年5月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市前平井の方で職業は兼農です。

申請がありました土地は、野々下一丁目の畑3筆 合計面積498.37平方メートルです。

申請事由ですが、経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。

議案案内図については、1ページにございますので併せてご参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南西約1.5キロメートルに位置している畑3筆で、面積は498.37平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で450万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり休耕の状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約0.6ヘクタールで農業従事者は3名です。

今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第16号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年5月10日提出

今月の申請は新規が2件、更新が2件です。

はじめに、議案の1番と2番は権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑4筆 合計面積1,757平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番が新規により3年間、2番が新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の3番と4番は、権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市平方村新田にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田11筆 合計面積8,425平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により10年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が2件です。

はじめに、1番と2番は権利者が同一のため一括して御報告いたします。

1番は新たに3年間、2番は新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおりで耕起済みの状態でした。

次に、3番と4番は、権利者が同一のため一括して報告いたします。

本件については、相手を変更して10年間の利用権を設定しようとするものです。
権利者の職業は、農業で年齢は69歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。
報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番と4番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後3時11分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番と4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号の3番と4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第16号の3番と4番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後3時12分 小菅委員入室)

○水代会長 これより、本案の1番と2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号の1番と2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第16号の1番と2番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第17号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをご覧ください

議案第17号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7および租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和4年5月10日提出

今回、相続人から、引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市平和台四丁目の方で、被相続人の長男に当たります。

申請地は、平和台四丁目の畑1筆 面積は1,957平方メートルです。

議案案内図につきましては、4ページにごございますので併せてご参照ください。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第17号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の南西約700メートルに位置している土地です。

被相続人は、昭和4年生まれで令和3年8月に92歳で亡くなられた方です。

相続人は、被相続人の長男で昭和30年生まれの67歳の方です。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者につきましては、申請者と申請者の母の2名です。

申請地は、写真のとおり耕起作付け済みの状況でした。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第18号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第18号

生産緑地地区追加指定に係る意見について

生産緑地地区追加指定に係る照会が次のとおりあったので、意見を求める。

令和4年5月10日提出

生産緑地地区の追加指定につきましては、令和4年2月に本市の都市計画課において、追加指定の申請受付があり、2件の申請がありました。

生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市長から当該土地が生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているのかどうか、農業委員会に意見を求められたものです。

1番の申請者は、流山市平和台五丁目にお住まいの方です。

申請がありました土地は、平和台五丁目の登記地目宅地1筆 面積134.8平方メートルです。

議案案内図につきましては、5ページにありますので併せて御参照ください。

2番の申請者は、流山市鱈ヶ崎にお住まいの方です。

申請がありました土地は、鱈ヶ崎の登記地目山林1筆 登記地目田1筆 合計面積779平方メートルです。

議案案内図につきましては、6ページにありますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第18号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」御報告いたします。

今回は、2件の申請について照会がありました。

本案につきましては、現地調査を行っております。

はじめに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の西約300メートルに位置している畑で、耕起済みの状況でした。

つぎに、2番について御報告いたします。

申請地は、流鉄流山線鱈ヶ崎駅の北西約500メートルに位置している畑で、果樹が植え付けられている状況でした。

以上、現地調査を基に審査を行ったところ、申請のあった土地は生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを確認したため、その旨を市に回答するという結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 私から1点お聞きします。

1番の生産緑地追加についてですが、太枠の指定済部分のうち、なぜ今回の斜線部分だけ指定されていなかったのですか。

◎事務局(小田主事) 当該土地の筆と形態は、(スクリーン上地図を示しながら)建物玄関前に通じる敷地通路としての筆と形態なので、前回は生産緑地から除外していたのですが、現況は畑として耕作していることから、追加指定するものです。

◎事務局(染谷次長) 地目としては宅地ですが、現況が畑として、現況に合わせて指定するものです。

○水代会長 わかりました。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号について、農地等に該当していると回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第18号については、農地等に該当していると回答することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第19号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第19号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

令和4年5月10日提出

1 農地法施行規則第17条第1項関係において、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40パーセントを下回っていない。

2 農地法施行規則第17条第2項関係において、農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。

また、遊休農地面積が農地面積の約1パーセントと低い現状である。

本案について御説明いたします。

「農地法第3条第2項第5号に係る別段面積」いわゆる農地取得の下限面積については、現在、流山市では、30アールと設定しております。

今年度についても、この下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について、農地法施行規則で定める要件に照らして検討を行うものです。

本案については、本日の総会前に総合農政検討委員会において審議いただきました。

それでは、この下限面積の設定要件について御説明いたします。

下限面積を設定するには2つ要件があり、いずれかに当てはまる必要があるため、その要件に該当しているかを検討いたします。

1つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきまして、農業委員会が定める別段の面積(下限面積)は、耕作面積別の農家数が、農家全体の総数のおおむね100分の40を下回らないように算定することとされております。

このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40パーセントのラインを見て、下限面積を検討しました。

次に、2つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未満の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができるとされております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ、農地の保全及び有効利用

が図られない場合は、この規定を適用することができることと定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

最後になりますが、本日も承認をいただけましたら、市のホームページ等で公表する予定です。

御説明につきましては以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第19号『農地取得下限面積の修正の必要性について』の審議の結果について、御報告いたします。

本案の概要については、事務局の説明のとおりであり、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に基づき審議いたしました。

はじめに、第17条第1項に関する事項については、農地台帳での経営面積が、本市の下限面積である30アール未満の農家数が454戸であり、総農家数890戸の51パーセントであることから、基準である40パーセントを下回らない状況でありました。

次に、第17条第2項では、令和3年度の利用状況調査において、遊休農地の面積が4.1ヘクタールであり、市内全体の耕地面積369.1ヘクタールに対し、約1パーセントと低い状態でありました。

よって、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については、施行規則第17条第1項の要件を満たすことから、現在の30アールのままとし、修正を行わないと決定いたしました。

総合農政検討委員会における審議の結果の報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 これは、従来通りですね。

皆さんもご案内のように、新規営農時の取得面積は基本50アールのところ、流山市は30アールです。

◎事務局(染谷次長) 野田市が市街化区域の一部が30アール、松戸市は市街化区域で10アールです。

○水代会長 これらを踏まえて御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第12号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第12号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和4年5月10日報告

合意解約が行われました農地は、平方にあります田11筆 合計面積8,425平方メートルで、合意解約通知書の受付日は令和4年4月11日であります。

議案案内図につきましては、7ページにございますので併せて御参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

◎事務局(染谷次長) 先ほどの農用地利用集積計画案の農地です。

○水代会長 そうですね。

特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第13号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和4年5月10日報告

今月の工事完了報告は3件です。

1番は、令和3年7月の総会で審議がなされ、令和3年8月12日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の9ページと10ページにございます。

2番は、令和3年10月の総会で審議がなされ、令和3年10月11日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の11ページと12ページにご

ざいます。

3番は、平成31年3月の総会で審議がなされ、平成31年3月13日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の13ページと14ページにございます。

1番と2番につきましては、4月6日の第2小委員会の際に現地を御確認いただきました。

3番につきましては、4月8日に岡田委員と石井委員に現地を御確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第14号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第14号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 4筆 合計面積2,284.71平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、8件 17筆 合計面積5,084.64平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、26件 279筆 合計面積168,271.82平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が6件、その他の建物施設用地が2件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が18件、マンションの区分所有が8件です。

今月の専決処理の御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

△閉会 午後3時38分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年5月10日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

池田操代

流山市農業委員会 委員

金子文雄